新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に 応じて特段の事情があるものとして入国・再入国を許可することのある具体的な事例

令和2年8月12日現在

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関して、法務大臣は、当分の間、一定の国・地域に滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当するものとして、上陸を拒否することとしています。

特段の事情としては、滞在先の国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された日(ただし、4月2日以前に上陸拒否の対象地域に指定された国・地域については4月3日。以下同じ。)の前日までに再入国許可(みなし再入国許可を含む。以下同じ。)により出国した外国人(ただし、4月3日以降に出国した外国人については、日本出国日時点において既に上陸拒否の対象地域とされていた国・地域に滞在歴のない者に限る。)及び「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」に沿って上陸申請する外国人がこれに当たるほか、特に人道上配慮すべき事情があるときなどは、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして入国・再入国を許可することがあります(注1)。

個別の事情に応じて再入国・入国を許可することのある具体的な事例としては,以下のようなものがあります。

- (注1) 再入国・入国日に応じて、追加的な防疫措置が講じられますので、御注意ください(詳細については<u>「外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置につい</u>て」を参照)。
- 1 滞在先の国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された日以降に再入国許可により 出国した外国人(今後,本邦から当該国・地域に出国しようとする場合を含む。)
 - 外国に居住する重篤な状態にある親族を見舞うため又は死亡した親族の葬儀に 参列するために出国する必要があった。
 - 外国の医療機関での手術等の治療(その再検査を含む。)や出産のために出国 する必要があった。
 - 外国の裁判所から証人等として出頭の要請を受け、出国する必要があった。
 - 日本で初等中等教育を受けている児童・生徒が、母国等での入学試験の受験等、 進学に必要な手続を行うために出国する必要があり、その後卒業に向け引き続き 日本の同一の教育機関で初等中等教育を受けるために再入国する必要がある(同 伴する保護者を含む。)。
- 2 新規入国する外国人(注2)
 - 日本人・永住者の配偶者又は子
 - 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態 にある。
- (注2)入国目的等に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において、 査証の発給を受ける必要があります。

連絡先:出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話:(代表)03-3580-4111(内線4446・4447)